

平成23年(2011年)5月18日



埼玉県報

号 外 第 1 2 号
平 成 2 3 年 5 月 1 8 日
水 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県知事選挙における選挙時登録の登録基準日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第七十一号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は次のとおりである。

平成二十三年五月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 登録基準日 平成二十三年七月十三日
（ただし、年齢については平成二十三年七月三十一日）
- 二 登録日 平成二十三年七月十三日
- 三 縦覧期間 平成二十三年七月十四日

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、七月十四日とする。

平成二十三年五月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲